

『これからの環境分析化学入門』 第1刷記載の法律について

この度は、標記書籍をお買い求めいただき誠にありがとうございました。

第1刷発行後の法律改正を以下に記します。

なお以下は、2015年1月現在の情報をもとに作成いたしました。

【第1刷】

ページ数	位置	誤		正	
209	表 15.1	最終改正（執筆時）		最終改正（執筆時）	
		2013.6.21	2013.6.21	2014.6.18	2014.6.18
		2011.8.30	2011.8.30	2011.8.30	2011.8.30
		2011.12.14	2011.12.14	2014.6.18	2014.6.18
		2011.12.14	2011.12.14	2014.6.18	2014.6.18
		2000.5.31	2000.5.31	2014.6.13	2014.6.13
		2000.5.31	2000.5.31	2000.5.31	2000.5.31
		2011.12.14	2011.12.14	2011.12.14	2011.12.14
230	付表 A.1	最終改正*		最終改正*	
		廃止（1993.11.19）	廃止（1993.11.19）	2014.5.30	2014.5.30
		2012.6.27	2012.6.27	2014.6.18	2014.6.18
		2013.6.21	2013.6.21	2011.8.30	2011.8.30
		2011.8.30	2011.8.30	2014.6.18	2014.6.18
		2013.6.21	2013.6.21	2014.6.13	2014.6.13
		2013.6.14	2013.6.14	2013.6.21	2013.6.21
		2013.6.21	2013.6.21	2014.6.18	2014.6.18
		2011.12.14	2011.12.14	2014.6.13	2014.6.13
		2011.8.30	2011.8.30	2011.8.30	2011.8.30
		2011.6.24	2011.6.24	2014.6.4	2014.6.4
		2011.12.14	2011.12.14	2014.6.18	2014.6.18
		2011.12.14	2011.12.14	2014.6.18	2014.6.18
		2000.5.31	2000.5.31	2014.6.13	2014.6.13
		2000.5.31	2000.5.31	2000.5.31	2000.5.31
		2011.12.14	2011.12.14	2011.12.14	2011.12.14
231	付表 A.2	施行	最終改正*	施行	最終改正*
		1968.12.1	2012.2.10	1968.12.1	2014.10.31
		1971.6.24	2013.3.6	1971.6.24	2014.5.7
		-	1996.10.25	-	1996.10.25
		-	1996.10.25	-	1996.10.25
		-	-	-	-
		-	2001.4.20	-	2001.4.20
		1971.6.24	2012.9.26	1971.6.24	2014.5.30
		1971.6.24	2012.5.23	1971.6.24	2014.11.4
		-	2013.3.27	-	2014.11.17
		-	2012.5.23	-	2014.11.17
		1971.6.24	2013.6.10	-	2014.11.4
		-	2012.5.23	-	2014.3.20
		2003.2.15	2011.12.26	2003.2.15	2014.7.30
		2003.2.15	2011.7.8	2003.2.15	2014.10.10
		-	2010.6.16	-	2014.3.20

ページ数	位置	誤	
232	付表 A.3 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準	物質	環境上の条件
		ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
		トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
		テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
		ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
		正	
		物質	環境上の条件
		ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
		トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
		テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。		
備考 ・環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。			

ページ数	位置	誤			
233	付表 A.4 別表 1	項目	基準値	測定方法	
		カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4に定める方法 (準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)	
		全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	
		六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法	
		トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法	
		ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1 c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	
		備考			中略
		4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
		正			
		項目	基準値	測定方法	
		カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4に定める方法	
		全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法	
		六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法 (ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	
		トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法	
		ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1 c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	
		備考			中略
		4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

ページ数	位置	誤							
235	付表 A.4 別表 2 1 (1) イ	項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値			該当水域	
		類型	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				
		中略							
		測定方法	規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X			
		正							
項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値			該当水域			
類型	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩						
中略									
測定方法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X					
誤									
237	付表 A.4 別表 2 1 (2) イ	項目	利用目的の適応性		基準値			該当水域	
		類型	全窒素	全磷					
		中略							
		測定方法	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X				
		正							
項目	利用目的の適応性		基準値			該当水域			
類型	全窒素	全磷							
中略									
測定方法	規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	X						
誤									
237	付表 A.4 別表 2 1 (2) ウ	項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値			該当水域	
		類型	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				
		中略							
		測定方法	規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X			
		正							
項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値			該当水域			
類型	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩						
中略									
測定方法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X					

ページ数	位置	誤					
239	付表 A.4 別表2 2イ	項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域	
				全窒素	全燐		
		中略					
		測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	✕	
		正					
		項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域	
		全窒素	全燐				
中略							
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	✕			
誤							
239	付表 A.4 別表2 2ウ	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域	
				全亜鉛	ノニル フェノール		直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
		中略					
		測定方法		規格53に定める方法 (準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	✕
		正					
		項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域	
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩			
中略							
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	✕		
誤							
240	付表 A.5	項目	基準値	測定方法			
		カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）			
		全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法			
		六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法			
		中略					
		総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法			
		中略					
		トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法			
		中略					
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法			
		ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法			
		備考					
		中略					
		3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。					

240	付表 A.5	正			
		項目	基準値	測定方法	
		カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	
		全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法	
		中略			
		六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	
		中略			
		総水銀	0.0005 mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法	
		中略			
		トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
中略					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法			
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1 c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法			
備考					
中略					
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。					
ページ数	位置	誤			
241	付表 A.6	項目	環境上の条件	測定方法	
		中略			
		六価クロム	検液1Lにつき0.05 mg以下であること。	規格65.2に定める方法	
		中略			
		1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02 mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
		中略			
		ふっ素	検液1Lにつき0.8 mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は規格34.1 c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	
		正			
		項目	環境上の条件	測定方法	
		中略			
六価クロム	検液1Lにつき0.05 mg以下であること。	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）			
中略					
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1 mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法			
中略					
ふっ素	検液1Lにつき0.8 mg以下であること。	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1 c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法			

ページ数	位置	誤		
		有害物質の種類	許容限度	検定方法（環境庁告示第64号）
		カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム	日本工業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法（ただし、規格五十五・一に定める方法にあつては規格五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）
		シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム	規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法
		有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム	付表一に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格三十一・一に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあつては付表二に掲げる方法
		鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム	規格五十四に定める方法（ただし、規格五十四・一に定める方法にあつては規格五十四の備考一に定める操作を、規格五十四・三に定める方法にあつては規格五十四の備考三に定める操作を行うものとする。）
		六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム	規格六十五・二・一に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格六十五の備考十五の b）（第一段を除く。）及び規格六十五・一に定める方法）
		中略		
		ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム	規格三十四・一若しくは三十四・二に定める方法又は規格三十四・一C）（注（6）第三文を除く。）に定める方法及び告示付表六に掲げる方法
			海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム	
	付表 A.9 総理府 令第 35 号 別表第 一	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三又は四十二・五に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格四十三・二・一（C）12）及びC）13）の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は四十三・二・三（C）7）及びC）8）を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）
		正		
		有害物質の種類	許容限度	検定方法（環境庁告示第64号）
		カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム	日本工業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法（ただし、規格五十五・一に定める方法にあつては規格五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）
		シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム	規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法
		有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム	付表一に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格三十一・一に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあつては付表二に掲げる方法
		鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム	規格五十四に定める方法（ただし、規格五十四・一に定める方法にあつては規格五十四の備考一に定める操作を、規格五十四・三に定める方法にあつては規格五十三の備考九に定める操作を行うものとする。）
		六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム	規格六十五・二・一に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格六十五の備考十一の b）の 1）から 3）まで及び規格六十五・一に定める方法）又は規格六十五・二・六に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇・七の七の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
		中略		

243 ～244	付表 A.9 総理府 令第35 号 別表第 一	ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム	規格三十四・一、三十四・二若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一C) (注 (6) 第三文を除く.) に定める方法及び告示付表六に掲げる方法			
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五又は四十二・六に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二、五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 (ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格四十三・二・一 (C) 12) 及びC) 13) の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く.) 又は四十三・二・三 (C) 7) 及びC) 8) を除く.) に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる.)			
ページ数	位置	誤					
245	付表 A.9 総理府 令第35 号 別表第 二	項目			許容限度	検定方法 (環境庁告示第64号)	
		中略					
		窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)		一二〇 (日間平均六〇)	規格四十五・一又は四十五・二に定める方法		
		項目			許容限度	検定方法 (環境庁告示第64号)	
中略							
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)		一二〇 (日間平均六〇)	規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六に定める方法				
246	付表 A.10	誤					
		対象者	水質汚濁防止法上の特定施設の設置者		水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者		
		対象物質または項目	平均排水量 50 m ³ /日以上	平均排水量 50 m ³ /日未満	平均排水量 50 m ³ /日以上	平均排水量 50 m ³ /日未満	
		有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
		正					
		対象者	水質汚濁防止法上の特定施設の設置者		水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者		
対象物質または項目	平均排水量 50 m ³ /日以上	平均排水量 50 m ³ /日未満	平均排水量 50 m ³ /日以上	平均排水量 50 m ³ /日未満			
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下		
248	付表 A.11 土壤溶 出量調 査に係 る要件、 測定方 法	誤					
		特定有害物質の種類	溶出量基準 (施行規則 別表第三)	第二溶出量基準 (施行規則 別表第二)	測定方法 (環境省告示第18号)		
		中略					
		一、一、一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		
		正					
特定有害物質の種類	溶出量基準 (施行規則 別表第三)	第二溶出量基準 (施行規則 別表第二)	測定方法 (環境省告示第18号)				
中略							
一、一、一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき二ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法				

ページ数	位置	誤		
249	付表 A.11 土壌含有量調査に係る要件, 測定方法	特定有害物質の種類	含有量基準 (施行規則 別表第四)	測定方法 (環境省告示第19号)
		カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) の55に定める方法
		正		
		特定有害物質の種類	含有量基準 (施行規則 別表第四)	測定方法 (環境省告示第19号)
		カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法